

(様式第2号)

業 務 等 質 問 (回 答) 書

発注機関名	医療政策課	公 告 日	令和6年2月15日
業 務 名 業 務 箇 所 名	長野県救急安心センター (#7119) 運営業務		
質 問 内 容	<p>①仕様書の「5 業務実施に関する事項」の「(4) 相談対応に係る人員の配置、資格等」の「ア 必要な人員の確保」、「イ 人員の配置に係る基準」について、相談員は、本業務以外との兼任可能という認識でよろしいでしょうか。</p> <p>②仕様書の「6 相談業務に関する事項」の「(4) 外国人からの相談」にて、「外国人からの相談に対応するため、多言語による相談体制を整えること。」「対応言語は5言語(英語、中国語(北京語)、韓国語、ポルトガル語、ベトナム語)以上とし、可能な限り多くの言語に対応すること。」とありますが、上記例示されている言語以外も含めて5言語を満たしたうえで、それ以上の言語も対応できればよいとの認識でよろしいでしょうか。</p> <p>③2023年度の実績入電件数についてご教示願います。</p>		

回 答	<p>①「5 業務実施に関する事項」の「(4) 相談対応に係る人員の配置、資格等」の「ア 必要な人員の確保」、「イ 人員の配置に係る基準」について、相談員は、本業務以外との兼務であっても可能です。</p> <p>ただし、5(4)アに記載のとおり、休憩や離席、交代等を考慮に入れ、設置する回線数に応じた救急医療相談を受けることができるようにしてください。</p> <p>②「6 相談業務に関する事項」の「(4) 外国人からの相談」について、例示している5言語(英語、中国語(北京語)、韓国語、ポルトガル語、ベトナム語)に対応した上で、それ以外にも多くの言語に対応できることが望ましいものと考えています。</p> <p>③事業開始の令和5年10月から令和6年1月までの相談対応件数は以下のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・10月 652件</li><li>・11月 797件</li><li>・12月 855件</li><li>・1月 1,017件</li></ul>
-----	---